

## 業務案内および報酬

社会保険労務士吉田事務所の業務内容および報酬(消費税込み)の目安です。実際には、依頼される具体的な業務の内容や範囲を伺った上で、お見積もり致します。

### ■ 顧問契約 A(実務あり)

顧問契約とは、主に以下の法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等の提出代行、(もしくは事務代理)ならびに同法令等に関する事項の相談・指導の業務を月を単位として継続的に提供するものです。

- 健康保険法・厚生年金保険法
- 雇用保険法(三事業の給付申請に係わる手続きは除きます。)
- 労働者災害補償保険法
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- 労働基準法(就業規則に係わる手続きは除きます。)
- 労働安全衛生法(許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認等を要するものは除きます。)

人員	4人以下	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100人～
報酬月額	15,750円	21,000円	31,500円	42,000円	52,500円	63,000円	73,500円	協議

※給料計算 基本料金 10,500円+840円×人数

※人員は事業主(常勤役員を含む。)と従業員を合わせた数です。

※業種が建設業、林業の場合が2割増しとさせていただきます。

※社会保険の算定業務、労働保険の年度更新の業務を含みます。

※相談は何回でも行うことが可能です。

※定年退職者等に係わる年金の裁定請求事務は含まれません。

### ■ 顧問契約 B(実務なし)

各種書類の作成、申請等は行わず相談業務のみ行う顧問契約です。原則として月1回、事業所を訪問いたします。

主として従業員の採用から退職に至るまでの諸問題やトラブル、労働・社会保険に係わることなどについて回数に関係なく相談が可能です。(ただし、事案により特に作業が発生する場合は、別途費用がかかる場合があります。)

人員	9人以下	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100人～
報酬月額	10,500円	15,750円	21,000円	26,250円	31,500円	36,750円	協議

### ■ 就業規則、諸規程等の作成、変更、診断

最新の労働法規の改正項目を踏まえながら、労働トラブルから企業を守る就業規則等諸規程をオーダーメイドで作成致します。(賃金制度、人事考課制度の策定等の作業は含まれません。)

就業規則の新規作成	126,000 円	賃金規程・退職金規程・その他諸規程	各 21,000 円
就業規則の変更	協議	就業規則の診断	5,250 円

### ■ 労働問題に係わる個別相談

退職勧奨や雇止め、解雇等をめぐる問題、パワーハラスメント、配転、賃金・退職金その他労働条件をめぐる問題などに係わる相談を受け付けています。会社担当者、個人の方とも可。

- (1)出張面談による相談・・・税込み料金( 30 分 6,300 円)[出張エリア 函館市内、北斗市、七飯町]  
地域により往復分の交通費を別途請求させていただくことがあります。
- (2)電話による相談・・・・・・税込み料金( 30 分 5,200 円)

### ■ 労働・社会保険の新規適用

労働保険や社会保険に新規に加入する場合の費用です。合わせて顧問契約や就業規則の作成をお申し込みになる場合は、減額いたします。

人員	4人以下	5～9人	10～19人	20人以上
社会保険	52,500 円	63,000 円	73,500 円	1人増すごとに
労働保険	31,500 円	42,000 円	52,500 円	840 円を加算

### ■ 諸届・給付申請など

項目	一般的なもの	複雑なもの
諸届・報告・給付請求	21,000 円	協議

※算定基礎届、労働保険概算・確定申告は顧問契約Aと同額です。

### ■ 助成金(成功報酬)

顧問先	助成金額の10%
スポット	助成金額の20%